

「伊勢国津城合戦頸注文」及び「尾張国野間内海合戦頸注文」に関する考察（その1）

—津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成についての検討—

白 峰 旬

【要 旨】

慶長5年（1600）8月の津城合戦（伊勢国）で攻城側として戦った毛利家の「頸注文」である「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号～380号文書）と、慶長5年9月の野間内海合戦（尾張国）で戦った毛利家の「頸注文」である「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号～382号文書）の内容を検討する。本稿では、特に前者を中心として検討し、津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成について考察する。

【キーワード】

伊勢国津城合戦、尾張国野間内海合戦、頸注文、豊臣公儀、公戦

はじめに

『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉には「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号～380号文書⁽¹⁾）と「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号～382号文書⁽²⁾）が収載されている。前者は、慶長5年（1600）8月の津城合戦（伊勢国）で攻城側として戦った毛利家の「頸注文」であり、後者は慶長5年9月の野間内海合戦（尾張国）で戦った毛利家の「頸注文」である。

合戦における首取りの慣行については、すでに鈴木貞哉『刀と首取り－戦国合戦異説』⁽³⁾において論及されており、「首取りは、全国津々浦々、合戦があれば、まず例外なく見られた行為ではあったが、それがなければ合戦が成り立たないというようなものではなかった」としたうえで、首取りがおこなわれた理由として「当時の武士たちにとっては、それが即功名につながっていたからである」と指摘されている。また「ことに自ら戦場で体を張って働かなければならないような中級・下級の連中にとっては、首を取るこそ、もっとも端的な功名の立て方であった」とも指摘されている。

また、『邦訳日葡辞書』⁽⁴⁾には、「首を取る」の意味として、「戦争で首を取る」としている。よって、『日葡辞書』が長崎で刊行された慶長8年（1603）当時、首取りは戦争時におこなうものであったことが、広く認識されていたことになる。

「首帳」（読み方は「くびちょう」、或いは「しるしちょう」⁽⁵⁾）とは「戦場で討ち取った敵の首と、それを討ち取った人の名前とを記す帳簿。首注文。」⁽⁶⁾であるので、「首注文」（「頸注文」）の別称は「首帳」ということになる⁽⁷⁾。

本稿で扱う前掲「伊勢国津城合戦頸注文」及び、前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」の場合は、毛利家の軍勢が戦って討ち取った敵の首の個数と、その首を討ち取った毛利家家臣（又家来〔陪臣〕まで含む）の名前が記されている。

久留島典子「戦功の記録－中世から近世へ－」⁽⁸⁾では、「関東では戦国時代になっても、いわゆる軍忠状や手負注文・頸注文といった文書名を持つ、戦功を報告・申請する文書はほとんどみられない。一方、西国の大友氏や大内氏・毛利氏では、戦国期になると軍忠状など戦功を申請する文書が増加していく。」⁽⁹⁾としたうえで、その地域偏差の理由として「幕府から距離をおいた政治的秩序を15世紀には形成していた東国に比較し、西国は室町幕府将軍との関係がより深く、各地域の守護や戦国大名は、将軍との関係を重視した。その室町幕府の軍功認定方式を、西国大名は積極的に取り入れていったのではないかという仮説」を提示している。

もちろん久留島氏が指摘するような、こうした観念的側面も理由として考えられるかもしれないが、本稿で扱う頸注文に関して言えば、後述するように、毛利家で一つの頸注文を作成するのではなく、毛利家麾下の各組ごとに頸注文を作成している点にヒントがあるように思われる。つまり、各組ごとに戦功認定を受けるためには、文書形式として頸注文を作成してすみやかに上申する方が、迅速かつ確実に戦功認定できる、という極めて現実的な理由が存在した、と考えられる。

本稿で扱う「頸注文」は書式としては単純であり、討ち取った敵の首の個数と、その首を討ち取った家臣名が列記されたものであるが、この「頸注文」から読み取れるポイントとして、討ち取った首の合計数がかかるほか、どのような軍事編成をしていたのか、どのような戦闘単位で戦ったのか、各重臣ごとの軍団編成がどのように分かれていたのか、士分のほかにどのような身分階層（中間、小者などの武家奉公人）が戦闘員として戦いに参戦したのか、個々の戦闘集団がどのような身分階層で構成されていたのか、などの点を具体的に読み取れることは重要である。

本稿では、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号～380号文書）と前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号～382号文書）について、その内容をそれぞれ作表して⁽¹⁰⁾、そこから読み取れる諸点について考察する。

なお、本稿では、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」を中心に考察し、前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」については付論的に扱うこととする。

本稿で扱う津城合戦については、『三重県史』通史編、近世1⁽¹¹⁾に、「津城攻防戦」として立項され解説がされており、「伏見落城後西軍は、美濃へ進軍することになるが、伊勢では東軍に付いている諸大名がいたことから、軍勢を分け伊勢にも侵攻し、東軍の諸大名を沈黙させた上で美濃が尾張で合流しようと考えた。そこで伊勢で東軍に付いた主要人物富田知信の居城である津城（安濃津城）攻略を計画、八月中旬吉川広家・長曾我部盛親や伊勢国内に所領を持つ西軍方、及び鍋島勝茂・毛利勝永らを派遣することにした。」としている。さらに、津城に籠城して戦ったのは津城主の富田知信と伊勢上野城主の分部光嘉であり、富田知信らが降伏したのは8月25日であった、としている。

また、本稿で扱う野間内海合戦については、前掲『三重県史』通史編、近世1⁽¹²⁾に、「九鬼嘉隆西軍に加勢」として立項され解説されている中で、「九月九日・十日両日尾張知多半島（愛知県）先端部付近での戦闘」であり、「当時の知多半島は、長島城主福島正頼が預かっていたとみられる（『新訂寛政重修諸家譜』第二一）ので、北伊勢において東軍に付いた長島城の背後、ひいては岐阜方面に集結しつつある東軍の背後を脅かす作戦を実行したのであろう。この作戦には瀬戸内水軍が主となったものと思われ、これに九鬼水軍が参加したかもしれない。」としている⁽¹³⁾。

なお、毛利家の軍事力編成については、加藤益幹氏⁽¹⁴⁾、中西誠氏⁽¹⁵⁾、光成準治氏⁽¹⁶⁾の先行研究があるが、個々の論点の検討については本論中で後述する。

1. 「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号文書）

【毛利秀元組】

「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号文書）の内容をまとめたものが表1である。376号文書には発給者の署名はないが、376号文書についての『大日本古文書』の编者による注記に「コノ文書ハ毛利秀元ヨリ出セルモノニカ、ル」とあるので発給者は毛利秀元と考えられる。日付は8月25日付であり、宛所は堅田元慶・榎本元吉の兩名である。

表1を見ると、家臣名が列記されているが、これらの家臣はすべて、当時の毛利家の分限帳である山口県文書館所蔵『広島御時代分限帳』⁽¹⁷⁾（以下、『広島分限帳』と略称する）に名前がないので⁽¹⁸⁾、毛利秀元の家臣であり、毛利輝元から見ると又家来（陪臣）にあたる考えられる。

表1を見ると、記載された52人のうち、51人はすべて名字と名前があるので士分であり、名字がなく名前だけの者は中間が1人いる。

表1によれば、記載された52人のうち、討ち取った頸数が最も多いのは3つの1例（1人）であり、その次に多いのは2つの1例（1人）である。それ以外の50人はそれぞれ1つである。討ち取った頸数の合計は55である。

「このほか討捕主が、仕寄口、そのほか罷り違つて討ち捕えた頸11がある。合わせて頸66と定まる。」と記されているのは、具体的には意味が取りにくい箇所があるが、本来は毛利秀元の家臣が討ち取った頸としてカウントされるべきものが11あるので、その頸数を加算すると66になる、という意味なのであろう。

「右のほか、内藤、繁澤、吉見、牧野、多賀、多賀山、そのほか、弓・鐵炮、また、内の者が討ち捕えた頸を揃えて、重ねて（頸）注文を差し上げる予定である。」と記されているので、この頸注文の作成者と思われる毛利秀元の家臣が討ち取った頸の頸注文以外に、内藤五郎兵衛（＝内藤広泰、『広島分限帳』では1165石）、繁沢左近（＝繁沢元氏〔繁沢元棟、毛利元氏〕、『広島分限帳』では5023石）、吉見長次郎（＝吉見広長、『広島分限帳』では1万144石）、牧野（『広島分限帳』に記載なし。具体的人物名比定は不明）、多賀（＝多賀九左衛門か？多賀九左衛門は『毛利氏八箇国御時代分限帳』⁽¹⁹⁾では872石2斗5升5合。以下、『毛利氏八箇国御時代分限帳』は『八箇国分限帳』と略称する。『広島分限帳』に記載なし。）、多賀山（＝多賀谷久兵衛か？多賀谷久兵衛は『八箇国分限帳』では154石6斗1升9合。『広島分限帳』に記載なし。）の各毛利家家臣のほか、弓足軽・鉄炮足軽や「内の者」（毛利秀元から見て又家来〔陪臣〕という意味と考えられる）が討ち取った頸の頸注文を別途作成予定としていることがわかる。

上述のように、内藤五郎兵衛（内藤広泰）、繁沢左近（繁沢元氏）、吉見長次郎（吉見広長）は『広島分限帳』に名前記載があることから、毛利輝元から見て家臣（直臣）にあたることわかる。

この「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号文書）を発給したのは、上述したように毛利秀元と考えられることから、上記の内藤広泰、繁沢左近、吉見広長、牧野、多賀（＝多賀九左衛門か？）、多賀山（＝多賀谷久兵衛か？）、弓足軽・鉄炮足軽、「内の者」（毛利秀元から見て又家来〔陪臣〕）は毛利秀元の指揮下にあつて、津城合戦を戦ったと考えられる⁽²⁰⁾。

つまり、津城合戦における毛利秀元の軍勢は、毛利秀元自身の軍勢のほか、これらの者たちの軍勢で編成されていたことになる。

上述のように、弓足軽と鉄炮足軽の頸注文も作成予定としていることは、弓足軽と鉄炮足軽も

頸取りをおこなったことがわかり注目される。さらに、この時点（慶長5年8月）で、毛利秀元の麾下の軍勢では弓足軽と鉄炮足軽の兵科別部隊が編成されていたことがわかる。

また、上記の「内の者」は、毛利秀元から見て又家来（陪臣）と考えられるので、毛利秀元の家臣とは別に又家来（陪臣）も頸取りをおこなったことがわかる。

「まずもって、今朝までこのようである。」と記されているのは、前日の8月24日に津城合戦があり、その時に毛利秀元の軍勢がおこなった頸取りについて、その数と頸取りをおこなった家臣名について列記した頸注文を翌日の8月25日の朝の段階における判明分についてまとめた、という意味であろう。

この頸注文の作成の経緯からは、津城合戦の翌日（8月25日）には頸注文が作成されたことになり、毛利家の場合、頸注文は合戦後、早急に作成する必要があったことがわかる。

なお、関ヶ原の戦いにおける毛利秀元の兵力編成を示す史料（『秀元公関ヶ原え伏見ヨリ御出陣御備』⁽²¹⁾）をもとに作成した表13と、前掲の表1を比較すると、服部又兵衛、栗原勝右衛門（表1では栗原少右衛門とする）、井上清右衛門（表1では井上清衛門尉とする）、田坂善右衛門、桂藤兵衛の5人は共通して名前が確認できる。

この5人について、前掲「秀元公関ヶ原え伏見ヨリ御出陣御備」から、その役割を示すと次のようになる。

- ▼服部又兵衛…白吹貫 50本の物頭カ⁽²²⁾
- ▼栗原勝右衛門…御鉄炮 20挺の物頭
- ▼井上清右衛門…御鉄炮 20挺の物頭
- ▼田坂善右衛門…御長柄 100本（※御長柄 100本の物頭という意味と考えられる）
- ▼桂藤兵衛 …大組 50騎（※大組 50騎の物頭という意味と考えられる）

このように、この5人はそれぞれ物頭であるので（推定も含む）、物頭クラスでも津城合戦では頸取りをおこなったことがわかる。特に鉄炮組の物頭（栗原勝右衛門、井上清右衛門）でも津城合戦では頸取りをおこなっていたことは、鉄炮組の人員は、合戦時において鉄炮を撃つだけでなく、白兵戦にも参戦したことがわかり、合戦時における鉄炮組の役割を考察するうえで注目される。

また、大組 50騎は「騎」という単位であることから騎馬隊と考えられ、津城合戦の白兵戦において騎馬隊の物頭クラスも頸取りをおこなったことがわかる。

2. 「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、377号文書）

「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、377号文書）の内容をまとめたものが表2である。377号文書は8月25日付で毛利元政が発給した文書と8月24日付で宍戸元次が発給した文書の2つの文書からなる。この2つの文書は発給者も発給の日付も異なることから、もともとは別々の文書である。この2つの文書の間には「紙継目」（377号文書には「紙継目」と記されている）があることから、別々の文書をつなげて1つの文書にしたものである。

8月25日付で毛利元政が発給した文書と8月24日付で宍戸元次が発給した文書は、共に宛所の記載はない。

【毛利元政組】

表2における、8月25日付で毛利元政が発給した文書の箇所（表2における【A】～【C】の箇所）を見ると、毛利六郎左衛門尉（＝毛利元政、『広島分限帳』では2万822石。ただし、『広島分限帳』では「毛利讃岐守」と記されている）、阿曾沼五郎左衛門（＝阿曾沼勝内〔阿曾沼元郷〕、『広島分限帳』では7154石）、山内九郎兵衛（＝山内広通、『広島分限帳』では1万1785石）のそれ

それぞれの軍勢が津城合戦に参戦したことがわかる。これらの毛利六郎左衛門尉、阿曾沼五郎左衛門、山内九郎兵衛はそれぞれ組頭に該当すると考えられる。

この文書（表2の【A】～【C】の箇所）を發給したのは、毛利元政であることから、毛利元政自身の軍勢と共に、阿曾沼勝内、山内九郎兵衛の軍勢も毛利元政の指揮下であって、津城合戦を戦ったと考えられる。

上述のように、表2における【A】～【C】において、各組頭の毛利六郎左衛門尉、阿曾沼五郎左衛門、山内九郎兵衛は『広島分限帳』に名前の記載があるので、毛利輝元の家臣（直臣）であることがわかる。それに対して、頸取りをおこなった各人の名前は『広島分限帳』には記載がないことから、毛利輝元から見て又家来（陪臣）であったことがわかる。よって、頸取りをおこなった者は、それぞれ毛利元政、阿曾沼勝内、山内九郎兵衛の家臣ということになる。

表2の【A】～【C】の箇所を見るとわかるように、討ち取った頸については1人で複数の頸を討ち取った事例はない。この文書（表2の【A】～【C】の箇所）には討ち取った頸の合計数の記載はないが、実際にカウントすると、頸数は合計10であり、そのほかに生け捕りが1人としている。敵を生け捕った場合も頸注文に記載されている、という点は興味深い。

頸取りをおこなった日付については、8月25日の1例を除いて、他は8月24日になっている。8月25日の1例については「仕寄場」で頸を討ち取ったと記されている⁽²³⁾。

この文書（表2の【A】～【C】の箇所）において、士分（名字と名前が記されている）と小者、中間（名字がなく名前のみが記されている）を区分すると、士分9名、小者1名、中間1名である。よって、小者や中間も戦闘員であったことがわかる。

この文書（表2の【A】～【C】の箇所）は、8月24日、同月25日の頸取りについて、8月25日付で毛利元政が發給したものであるので、8月25日の頸取り後、当日中に作成されたことがわかる。

【宍戸元次組】

表2における、8月24日付で宍戸元次（『広島分限帳』では4万7000石）が發給した文書の箇所（表2における【D】～【E】の箇所）を見ると、宍戸元次の「一手」⁽²⁴⁾が討ち取った頸注文であることがわかる。表2の【D】と【E】に記された頸取りをおこなった各人の名前は『広島分限帳』には記載されていないことから、毛利輝元から見て又家来（陪臣）であることがわかる。

表2の【D】では、討ち取った頸の数は1人で2つという事例が1例あるが、それ以外は1人で1つである。合計は25と記されているが、実際にカウントすると26である。また、中間や小者の記載はない。

表2の【E】では、討ち取った頸の数は、1人で1つという事例が2例、1人で2つという事例が1例ある。そのほか、3つが1例、5つが1例あるが、いずれも「但し、自身（が取った頸は）1ツ」と記されているので、従者（中間、小者など）が討ち取った頸の数を含めた数という意味であろう。表2の【E】でも【D】と同様に中間や小者の記載はない。

【D】と【E】の合計は37と記されているが、実際にカウントすると38である。【D】と【E】は共に「宍戸元次の一手共」であるものの、【D】と【E】の記載の区分については、【D】が「右^(マツ)25(26カ)の頸は宍戸元次の内」と記されているので宍戸元次の直属の家臣であり、【E】は「宍戸元次の内」とは記されていないことと、光成論文の表1「安濃津城攻撃、南宮山配置兵力（1）」によれば、和知元盛、杉原勝右衛門は備後国人、赤木忠房・元重、石蟹^(いしが)孫兵衛⁽²⁵⁾は備中国人、冷泉元珍は大内家臣としていることから、宍戸元次の家臣ではなく、この合戦時における宍戸元次組の編成に際にして宍戸元次組に付属されたものと考えられる。

3. 「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、378号文書)

【福原広俊組】

「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、378号文書)の内容をまとめたものが表3である。この文書は、8月25日付で福原広俊が発給したものであるが、宛所の記載はない。

表3における【A】と【B】～【E】の違いは、【B】～【E】の各人が「～の者」と記されているのに対して、【A】にはそのような記載がないことである。つまり、【B】～【E】の各人は、それぞれの太身家臣の麾下に属した者(つまり、毛利輝元から見て又家来(陪臣)に該当する)であるのに対して、【A】の各人は後述のように、毛利輝元の家臣(直臣)である。

表3の【A】～【E】において、討ち取った頸の数は1人で複数という事例はなく、1人で1つである。頸数の合計は記されていないが、実際にカウントすると17になる。

表3の【A】に記されている5名について『広島分限帳』で石高を見ると、口羽七郎左衛門尉(6826石)、同六兵衛(420石)、祖式二郎右衛門尉(=祖式元安、2137石)、同三次郎(『広島分限帳』に記載なし)、中村孫右衛門尉(243石)であり、太身家臣(口羽七郎左衛門尉、祖式二郎右衛門尉)とその一族(口羽六兵衛、祖式三次郎)など、と言えよう。なお、口羽七郎左衛門尉は、表3の【E】を見るとわかるように、家臣を率いてこの合戦に参戦している。また、別の見方をすれば、【A】に記されている5名は祖式三次郎を除くと、いずれも『広島分限帳』に名前が記されているので、毛利輝元の家臣(直臣)ということになる。これに対して、表3の【B】～【E】に記された各人は、『広島分限帳』に名前が記されていないので、毛利輝元から見て又家来(陪臣)に該当する。

この文書は、表3を見るとわかるように、8月24日の津城合戦において討ち取った敵の頸についての頸注文であり、戦いの翌日(8月25日)に作成されたものである。

表3には、中間が頸取りをおこした事例が1例あるので、中間も戦闘員であったことがわかる。

この文書が発給したのは、福原広俊であることから、乃美三郎兵衛、口羽刑部太^(マツ)(大カ)輔、口羽七郎左衛門尉の軍勢(表3の【C】～【E】)は福原広俊の指揮下にあつて、津城合戦を戦ったと考えられる。また、表3の【A】に見られる毛利輝元の家臣(直臣)も福原広俊の指揮下にあつて、津城合戦を戦ったと考えられる。福原広俊自身の軍勢は表3の【B】に該当する。

4. 「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、379号文書)

【安国寺恵瓊組】

「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、379号文書)の内容をまとめたものが表4である。この文書は、8月25日付で安国寺恵瓊が発給したものであり、宛所は増田長盛・堅田元慶である。内容としては、討ち捕えた頸の注文であるが、頸取りをおこなった津城合戦が8月24日であったのか、或いは、8月25日であったのか、という点については記載がない。ただし、後述のように、表4における「一番乗り」の記載をもとに考えると、8月25日の戦い(津城合戦)に関する頸注文である可能性が高い。

表4の【A】～【I】における頸取りをおこなった各人の名前は『広島分限帳』に記載がないので(【C】における完^(マツ)(大カ)戸十郎兵衛尉の1例は除く)、毛利輝元から見て又家来(陪臣)であったことがわかる。よって、頸取りをおこなった者は、それぞれ益田元祥(【A】、『広島分限帳』では1万7588石)、完^(マツ)(大カ)戸十郎兵衛尉(【C】、『広島分限帳』では1164石)、杉岡長次(【D】、『広島分限帳』に記載なし)、熊谷豊前(=熊谷元直)(【E】、『広島分限帳』では1万4453石)、平賀元相(【F】、『広島分限帳』では1万8383石)、井上五郎兵衛(=井上景貞)(【G】、『広島

分限帳』に記載なし)、神村三郎兵衛 (= 神村元種) (【H】、『広島分限帳』に記載なし)、成羽孫兵衛 (= 成羽親成 [三村親成]) (【I】、『広島分限帳』では 6631 石) の各家臣、及び、安国寺恵瓊 (【B】、『広島分限帳』に記載なし) の與力ということになる (【C】において完^(マツ) (宍カ) 戸十郎兵衛尉が頸取りをおこなった 1 例は除く)。

表 4 において安国寺恵瓊の箇所だけ「與力」と記されているが(【B】)、この 4 人の与力について、津野倫明「安国寺恵瓊の虚像と実像」⁽²⁶⁾ では、「安国寺組」に編成された毛利氏家臣であり、安国寺恵瓊の家臣ではない、としている。

この「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、379 号文書) を発給したのは、上述したように、安国寺恵瓊であるので、上記の益田元祥、完^(マツ) (宍カ) 戸十郎兵衛尉、杉岡長次、熊谷豊前 (= 熊谷元直)、平賀元相、井上五郎兵衛 (= 井上景貞)、神村三郎兵衛 (= 神村元種)、成羽孫兵衛、毛利豊前守 (= 毛利勝永) は安国寺恵瓊の指揮下にあつて、津城合戦を戦ったと考えられる。

【J】の毛利豊前守 (= 毛利勝永) は、毛利輝元の家臣ではなく、豊前小倉城主・毛利吉成の嫡子である。よつて、毛利家の家臣ではない毛利勝永 (豊前守) が取つた頸の数も、この頸注文に記されている点は注目される。その理由については、毛利豊前守 (= 毛利勝永) は、同年 7 月下旬 (落城は 8 月 1 日) の伏見城攻撃で多大の兵力的損害を被つたので⁽²⁷⁾、津城合戦の時には一時的に毛利家の軍勢 (正確には安国寺恵瓊) の指揮下に入つて戦つたことを示していると考えられる。このように、毛利輝元の家臣ではない大名クラス (他大名の嫡子) の毛利勝永 (豊前守) が毛利家重臣の安国寺恵瓊の指揮下に入っていることは、この軍勢が豊臣秀頼の命を受けた豊臣公儀の軍勢であつたことを如実に示している。

この「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、379 号文書) には頸数の合計は記されていないが、実際にカウントすると、合計は 47 である。

表 4 の【A】～【I】の箇所を見るとわかるように、討ち取つた頸については 1 人で複数の頸を討ち取つた事例はない。表 4 の【J】の箇所を見ると、毛利豊前守 (= 毛利勝永) が頸 8 つを討ち取つたことになっているが、これは毛利豊前守 (= 毛利勝永) の軍勢として、敵の頸を 8 つ討ち取つたという意味であろう。

表 4 における小者について着目すると、小者が敵の頸を討ち取つた事例は 8 例あり、そのうち名前の記載がある事例が 5 例、名前の記載がない事例が 3 例である。小者が敵の頸を討ち取つたということは小者も戦闘員であつたことを示している。上述した小者で名前の記載がある 5 例は、すべて名字がなく名前のみである。小者には名前の記載さえない事例 (上記の 3 例) があるということは、小者の身分的位置付けを考えるうえで注意すべき点であろう。

表 4 では、小者以外で名字がなく名前だけの事例が 3 例あるが、この 3 例がどのような身分 (例えば中間、或いは、小者など) であるのかは不明である。

なお、表 4 の【I】において「御小者」(下線引用者) と記された事例が 1 例ある。この事例の箇所には「成羽孫兵衛に御付いた鉄炮頭」(下線引用者) と記されている。このように、わざわざ「御」という文字を付ける理由は、主君の毛利輝元、或いは、毛利秀元の小者であるからと考えられる。その小者が成羽孫兵衛に付けられた鉄炮頭であつたということは、小者でも鉄炮頭をつとめることができた、ということがわかる (この又衛門尉という小者がよほど鉄炮の技量に優れていたので、小者でありながらも別格的に鉄炮頭に抜擢されたという推測もできる)。また、鉄炮頭も敵の頸を取つた、ということがわかり注目される。

表 4 の【A】では「甲 (= かぶと) 共」の頸 1、【I】では「ほろ (= 母衣) 共」の頸 1、と記されているので、単に頸のみではなく甲 (= かぶと) やほろ (= 母衣) も一緒に討ち取つた事

例もあったことがわかり、頸取りの実態を考えるうえで興味深い。そして、わざわざこうしたことを特記している点は注意すべきであろう。

また、表4の【I】では「一番乗り」と特記されており、津城合戦の際に一番乗り（本丸への一番乗りか？）をした者の名前を記している、という点で興味深い。このことは、敵城への一番乗りが、後日、戦功を評価するうえで、特筆すべき戦功であったことを示している。

この場合、「一番乗り」をした場所が津城のどの曲輪であったのか、という点について考えると、後述の「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、380号文書）では、8月24日に敵の頸を討ち取った場所を津城二の丸としているので、表4に記された頸取りが8月25日におこなわれたとすると、この「一番乗り」は津城本丸への「一番乗り」であったと考えらる。

5. 「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、380号文書）

【渡辺長組】

「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、380号文書）の内容をまとめたものが表5である。この文書は、8月24日付で渡邊飛驒守（＝渡邊長）が発給したものであるが、宛所の記載はない。

内容としては、8月24日の津城合戦（津城二の丸）で討ち取った頸注文であり、8月24日に戦った場所が津城二の丸であった、と明記されている点は重要である。

表5を見るとわかるように、討ち取った頸については1人で複数の頸を討ち取った事例はない。頸数の合計は記されていないが、実際にカウントすると5である。

渡邊飛驒守（＝渡邊長）は『広島分限帳』によれば2786石であり、表5における、それ以外の各人については『広島分限帳』に名前の記載はない。

表5には、渡邊飛驒守（＝渡邊長）の倅者として津田源介と角喜兵衛という名前が出てくる。倅者＝倅者とは「最下位に属する武士身分の従者の名称」⁽²⁸⁾である。この倅者について、上述した中間や小者と比較すると、上述したように、中間や小者には名字がなく名前のみであるのに対して、倅者は名字と名前がある点は異なっている。このことは倅者と中間・小者との身分上の位置付けの差異を考えるうえで重要な点である。

そして、表5にあるように、倅者が頸取りをおこなったということは、倅者は戦闘員であったことを示している。

表5において、「渡邊飛驒守（＝渡邊長）の内・1人が用に立った」、「渡邊飛驒守（＝渡邊長）の内・手負6人」という記載があるが、こうした記載は、上述した表1～表4には見られない記載である。前者における「用に立った」の意味については、①武功を立てた、②討死した、という、いずれの意味にも解釈できる⁽²⁹⁾。後者における「手負6人」というのは負傷者の人数が6人という意味である。この記載があるということは、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、380号文書）は合戦手負注文の性格も兼ねていたということになる。

6. 「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、381号文書）

【乃美景継組】

「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、381号文書）の内容をまとめたものが表6である。この文書は、9月12日付で乃美孫兵衛（＝乃美景継）が発給したものであるが、宛所の記載はない。

内容としては、9月9日と同月10日におこなわれた野間内海合戦で討ち取った頸注文である。

表6を見るとわかるように、乃美孫兵衛(=乃美景継)【A1】、【A2】、乃美清二(次)郎【B】、白井小平次【C】、乃美主殿助【D】、木谷右衛門尉【E1】、【E2】、包久彌三郎【F1】、【F2】、乃美新十郎【G】、有田彌七郎【H1】、【H2】の各家中⁽³⁰⁾が討ち捕らえた頸の数と頸取りをおこなった家臣の名前を記したものである。

表6を見るとわかるように、記載形式としては、9月9日に討ち取った頸と9月10日に討ち取った頸を分けて記している。

表6の【A1】～【H2】に記された各人は、『広島分限帳』に名前が記されていないので、毛利輝元から見て又家来(陪臣)に該当する⁽³¹⁾。

表6の【A1】～【H2】を見るとわかるように、それぞれ1人が討ち取った頸の数は1或いは2である。表6の【A1】～【H2】の頸数の合計は130と記されている。よって、9月9日と同月10日の戦いで討ち取った頸の数の合計は130ということになる。

上述のように、この文書(前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」、『毛利家文書之一』、381号文書)を発給したのは乃美孫兵衛(=乃美景継)であるから、表6の【A1】～【H2】の各家中は、乃美孫兵衛(=乃美景継)の「組中」として、乃美孫兵衛(=乃美景継)の指揮下で戦った、ということになる。

表6の【A1】～【H2】を見るとわかるように、中間も頸取りをおこなっている(【C】、【F1】は除く)、中間は戦闘員であることがわかる。【A1】、【A2】、【B】、【D】、【E1】、【E2】、【F2】、【H1】、【H2】を見るとわかるように、複数の中間は士分の次の箇所にもまとめて記されている。

表6を見ると、中間は名字がなく名前のみが記されている。表6の【A2】には、中間とは記載されていないが、名字がなく名前だけの事例が3例ある。この3例については、中間以外の身分(例えば小者など)ということになるが、具体的にどのような身分なのかは不明である。

表6を見ると、9月9日の戦いと9月10日の戦いで、同一人物が連続して頸を取っているケースがある。具体的には、西井惣右衛門、金山市左衛門、赤彌藤右衛門、梶山九郎右衛門、芥川孫右衛門、中一郎兵衛尉、せら源左衛門、有田喜左衛門、中間・惣左衛門、中間・五郎左衛門【A1】、【A2】、中間・五郎【E1】、【E2】、岡崎助三、矢木勝右衛門、神同興右衛門、材間孫市【F1】、【F2】、入江久右衛門、中間・作右衛門【H1】、【H2】の17人である。こうしたケースが存在することは当時の戦いの実態を考察するうえで、注意すべき点であろう。

表6における中間の合計人数は47人である(名前が重複している4人についてはダブルカウントした)。この人数は上述した表1～表5における中間などのそれぞれの合計人数(表1…中間0人、表2…小者1人、中間1人、表3…中間1人、表4…小者8人、表5…倅者2人)と比較すると格段に多いことがわかる。その理由については、尾張国野間内海合戦が毛利水軍による戦い⁽³²⁾であったため、その兵力編成が、通常の武家による陸上戦力の編成とは異なることに起因しているとも考えられるが、詳細な検討は今後の課題である。

なお、後述するように、表7における中間の人数は31人であり、表6と同様に中間の人数は格段に多い。

7. 「尾張国野間内海合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、382号文書)

【村上景広組】

「尾張国野間内海合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、382号文書)の内容をまとめたものが表7である。この文書は、9月12日付で村上八郎左衛門尉(=村上景広)が発給したものであるが、

宛所の記載はない。

内容としては、9月9日と同月10日におこなわれた野間内海合戦で討ち取った頸注文である。表7を見るとわかるように、村上八郎左衛門尉（【A 1】、【A 2】）、下見大^(タカ)郎右衛門（【B 1】、【B 2】）、村上次郎兵衛（【C 1】、【C 2】）、村上仁三郎（【D 1】、【D 2】）、村上新五郎（【E 1】、【E 2】）、村上又三郎（【F 1】、【F 2】）、吉田善右衛門（【G】）の各家中が討ち捕らえた頸の数と頸取りをおこなった家臣の名前を記したものである。村上八郎左衛門尉（【A 1】、【A 2】）、村上次郎兵衛（【C 1】、【C 2】）、村上仁三郎（【D 1】、【D 2】）、村上新五郎（【E 1】、【E 2】）、村上又三郎（【F 1】、【F 2】）というように村上姓の者が多いことがわかる。

表7を見るとわかるように、記載形式としては、9月9日に討ち取った頸と9月10日に討ち取った頸を分けて記している。

表7の【A 1】～【G】に記された各人は、『広島分限帳』に名前が記されていないので、毛利輝元から見て又家来（陪臣）に該当する。

表7の【A 1】～【G】を見るとわかるように、それぞれ1人が討ち取った頸の数は3が1例ある以外は1或いは2である。表7の【A 1】～【G】の頸数の合計は117と記されている。よって、9月9日と同月10日の戦いで討ち取った頸の数の合計は117ということになる。

上述のように、この文書（前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」、『毛利家文書之一』、382号文書）を発給したのは村上八郎左衛門尉であるから、表7の【A 1】～【G】の各家中は、村上八郎左衛門尉の指揮下で戦った、ということになる。

表7の【A 1】～【G】を見るとわかるように、中間も頸取りをおこなっている（【A 1】、【F 1】、【F 2】は除く）、中間は戦闘員であることがわかる。【A 2】、【B 2】、【E 2】、【G】を見るとわかるように、複数の中間は士分の次の箇所まとめて記されている。表7を見ると、中間は名字がなく名前のみが記されている。

表7を見ると、9月9日の戦いと9月10日の戦いで、同一人物が連続して頸を取っているケースがある。具体的には、野上彌三郎、小田彌七郎、貞助傳一郎、安福孫八、別府一郎兵衛、池田四兵衛、河本三郎兵衛（【A 1】、【A 2】）、中間・孫兵衛（【C 1】、【C 2】）、村上惣兵衛（【E 1】、【E 2】）の9人である。上述した、表6における同様の事例と比較すると8人少ない。

表7における中間の合計人数は31人であり（名前が重複している1人についてはダブルカウントした）、表6と同様に中間の人数は格段に多いことがわかる。

表6と表7をもとに、9月9日と9月10日の戦いで討ち取った頸数の合計を両日で分けて比較したものが表8である。表8を見るとわかるように、表6をもとに両日の頸数を比較すると、9月9日の頸数合計は45、9月10日の頸数合計は85であり、9月10日の頸数は9月9日の頸数と比較して1.9倍（小数点第二位を四捨五入）になっている。また、表7をもとに両日の頸数を比較すると、9月9日の頸数合計は35、9月10日の頸数合計は82であり、9月10日の頸数は9月9日の頸数と比較して2.3倍（小数点第二位を四捨五入）になっている。

さらに、表6と表7における9月9日と9月10日のそれぞれの頸数合計を合算して比較すると、9月9日の頸数合計は80、9月10日の頸数合計は167であり、9月10日の頸数は9月9日の頸数と比較して2.1倍（小数点第二位を四捨五入）になっている。これらのことから、9月9日と比較して9月10日の戦いは激戦であったことがわかる。表8を見るとわかるように、9月9日と9月10日に討ち取った頸数の総合計は247になる⁽³³⁾。

図1を見るとわかるように、乃美景継組と村上景広組は、それぞれ7家の家中から編成されているが、これは意図的に2つの組の編成を同じ家中数（7家）にそろえたのか、或いは、そうした意図はなく、たまたま結果的に同じ家中数（7家）になったのか、という点は今後の検討課題

である。

上述のように、381号文書と382号文書には宛所の記載はないが、「頸注文」という文書の性格を考慮すると、毛利輝元への披露を前提として、大坂に所在した毛利家の重臣クラスへ送付されたと推測できる。

※以下、『別府大学大学院紀要』20号（別府大学会、2018年）に続く。

